

社会福祉法人甲府市社会福祉協議会 行動計画
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が個性と能力を十分に発揮でき、男女ともにより一層働きやすい雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

○計画期間 令和4年8月1日 ～ 令和6年3月31日

○目標

目標：年次有給休暇の取得率を全職員平均で55%以上にする。

○取組内容・実施時期

令和4年8月～ 毎月休暇取得状況を把握・分析し、計画的な休暇取得に努め、休暇取得率の向上を図る。

令和5年4月～ 各課や事業所等で課題を検討し、業務量の見直しや事務の効率化を図り、休暇取得率の向上を図る。